

絶縁油リサイクルセンターの運用開始について

当社は、広島市の当社所有地内に、当社が保有するポリ塩化ビフェニル(PCB)を含む絶縁油の無害化・リサイクルを行う「絶縁油リサイクルセンター」の設置工事を昨年6月に着工し、本年5月から試運転を進めてまいりました。

先月13日、広島市に対し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物処理施設使用前検査申請を行っていましたが、本日、「産業廃棄物処理施設検査済証」をいただき、運用を開始しましたので、お知らせします。

今後とも、地元の皆さまをはじめ関係各方面からのご理解とご協力をいただきながら、安全確保、環境保全に万全を期し、PCBを含む絶縁油の無害化・リサイクルに取り組んでまいります。

○絶縁油リサイクルセンターの概要

施設名称 絶縁油リサイクルセンター

位置 広島市南区宇品東四丁目(当社南広島変電所敷地内)

敷地面積 約1万m²


処理方法 SPプロセス法(脱塩素化分解方式)

稼働時間 24時間連続運転

処理能力 ・PCB使用絶縁油:約0.2kl/日
(PCBが60~100%含まれた絶縁油)
・PCB微量混入絶縁油:約25.2kl/日
(PCBが極微量0.001%程度混入した絶縁油)

以上

(参考資料)

 [絶縁油リサイクルセンターに関するこれまでの経緯](#)

関連リンク

・ [環境@エネルギー](#)

絶縁油リサイクルセンターに関するこれまでの経緯

- 平成14年6月 地元の皆さまへ事業概要の説明を開始
- 平成15年10月 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条」に基づく施設の設置許可申請書を広島市に提出。
- 平成16年2月 「建築基準法第51条ただし書」に基づく施設の設置許可申請書を広島市に提出。
- 平成17年3月 広島市都市計画審議会で処理施設設置を了承。
- 平成17年4月 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「建築基準法」に基づく施設の設置許可証を受領。
- 平成17年6月 着工
- 平成18年5月 試運転開始
- 平成18年10月 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物処理施設使用前検査申請を広島市に提出。
- 平成18年11月 広島市から「産業廃棄物処理施設検査済証」を受領。
運用開始

